

# 職務手当支給に 二転三転する会社!! 本当に大丈夫ですか!?

## 職務手当を勝手に戻入された 組合員に直接会って謝罪せよ!!

■ 去る4月27日、専任社員であった東海労組合員に対し、高畑総務助役から電話があり「4月が、30日以上勤務しないことが確定したので、今月の給料へ振り込まれた職務手当は返納になる。今後給料から戻入の機会がないので、専任社員報労金から差額引き去りたい」旨の連絡がありました!!

一方職場では、会社の主張を正当化するためにわざわざ「当月に全く乗務がない場合には乗務員の職務手当は支給されない」旨の掲示が出されました。

また、同様に4月全休の専任社員にも高畑総務助役から電話があり、その際に専任社員契約解除を通告する前に川村総務科長と「一か月全休でも職務手当は支給される」と確認しました。そのことを指摘すると高畑総務助役は「そんなことは言っていない」などと嘘をつきました。

**今回、職務手当の支給が二転三転し、一度振り込んだ給料について、戻入となる根拠や振り込みを行った経緯の詳細を明らかにすることもなく、報労金から差額引き去りすることは絶対に認めることは出来ません!!**

(職務手当が支給されない場合)

傷病等により30日以上引き続いてその職に従事しない場合(ただし、運転に関係のある業務に従事する社員が、厚生規程に定める医学適性検査若しくは睡眠検査又は運転関係業務適性検査取扱細則に規定する運転適性検査の結果、当該業務に従事できない場合を除く。)、その期間の職務手当は支給しない。